

一般社団法人塔短歌会 定款

名称 一般社団法人塔短歌会

一般社団法人塔短歌会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人塔短歌会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、構成員相互の親睦を図り、短歌技術の向上を目指すとともに、広く短詩形文学の普及を図り、もって、教育文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌「塔」を発行する事業
- (2) 全国大会及び各地歌会の開催に関する事業
- (3) 各種セミナーや講演会、イベントの企画・開発・開催・運営管理に関する事業
- (4) 短歌集等関連商品の企画・編集・出版・作成・販売及び歌碑等の建立に関する事業
- (5) 人材の教育訓練・指導及び育成のための講師派遣に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第2章 構成員（社員と会員）

(会員及び社員)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会しようとする者は、次のとおり、会員又は社員となることができる。

- (1) 会員 「塔短歌会」（1954年設立。主たる事務所・京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目228「礎ビル」2階西側所在。代表者 吉川宏志。以下、この条において同じ）の構成員または当法人の会員を通じて20年未満の者。
- (2) 社員 「塔短歌会」の構成員または当法人の会員を通じて20年以上の者。

2 前項の社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の構成員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 構成員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、別に定める規定により、会費が免除または減額される場合もある。

(退会)

第9条 構成員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、その他社員としての義務に違反したときは、第15条後段に定める社員総会の特別決議によりその者を除名することができる。

2 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、その他会員としての義務に違反したときは、理事会の決議によりその者を除名することができる。

(資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、構成員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 会費を4か月分以上滞納したとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会が過半数をもって、日時、場所及び議題を決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1か月前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席または委任状を提出し、出席または委任状を提出した社員の過半数をもってこれを行う。ただし、社員総会における特別決議による場合は、総社員の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員構成)

第21条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任理事及び監事の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第 25 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 代表理事の呼称は、「主宰」とする。

(役員報酬等)

第 26 条 役員報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 理事及び監事は、理事会の招集を代表理事に要求することができる。

(開催)

第 30 条 理事会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催するほか、適宜な時期に 1 回以上開催する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときはその事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、あらかじめ、理事の中から署名人を2名選出し、議長及び署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第38条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 10 月 31 日までとする。

(役員)

第 43 条 当法人の理事、代表理事は、次のとおりである。

理事及び代表理事	吉川 宏志
理事	永田 和宏
理事	花山多佳子
理事	中原 京子
理事	真中 朋久
理事	小林 幸子
理事	三井 修
理事	山下 洋
理事	吉川 康子
理事	永田 淳
理事	大井 亜紀子
理事	小林 信也
理事	山田 泉
理事	梶原 さい子
理事	岡部 史子
監事	後藤 正樹

(社員の氏名又は名称及び住所)

第 44 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(* 個人情報のため住所省略)

吉川 宏志

永田 和宏
花山多佳子
中原 京子
真中 朋久
小林 幸子
三井 修
山下 洋
吉川 康子
永田 淳
大井 亜紀子
小林 信也
山田 泉
梶原 さい子
岡部 史子
後藤 正樹

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。
上記は当法人の現行定款に相違ありません。

京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目 2 2 8 碓ビル 2 階西側

一般社団法人塔短歌会

代表理事 吉川 宏志